

別表第1（第5条関係）

事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度 平成 20 年度

【事務事業の基本的事項】

事 務 事 業 名	かたまえ山森林公園管理運営費					
担 当 課 係 名	農 林 課		林 務 係		作成者	田口幸栄
総 合 計 画 で の 位 置 づ け	施策の大綱	特色ある資源を活かした産業創造のまち				総合計画のページ
	基本計画	森林の整備と林業の振興				
	主要施策	森林整備の意識高揚				66
予 算 費 目	一般 会計		6 款 農林水産業費		2 項 林業費	3 目 森林公園管理費
事 業 期 間	平成 年度 ～ 平成 年度			新規／継続の区分		継続
性 質 区 分	☒ 市民サービス ☐ 公共事業 ☐ 施設維持管理 ☐ 補助金 ☐ 内部管理					
根 拠 法 令 等	仙北市森林総合利用施設条例					
事 務 区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務					
運 営 方 法	☐ 直 営 ☐ 直営（一部民間委託） ☒ 民間委託(全部) ☐ 補 助					

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	仙北市民と県内外の一般客。
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	自然豊かな森林公園を活用して、森林の学習と
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	森林公園フィールドの整備と維持管理。宿泊施設の整備並びに管理。

【事務事業の推移】

	項 目			単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	
効果	活動指標	開館時間数 (5月～10月の184日間)	目標	h	4,416	4,416	4,416	
			実績	h	4,422	4,429	4,434	
			達成度	%	100.1%	100.3%	100.4%	
	成果指標	宿泊者・施設利用者数	目標	人	3,000	3,000	3,000	
			実績	人	2,644	3,086	2,162	
			達成度	%	88.1%	102.9%	72.1%	
投下コスト	項 目		総事業費		18年度決算額(千円)	19年度決算額(千円)	20年度決算額(千円)	
	事業費（人件費を除く）(A)				12,138	11,243	11,030	
	人 件 費 (B)		—		785	807	793	
	職 員 数		—		0.10	0.10	0.10	
	職 員 平 均 人 件 費		—		7,853	8,071	7,925	
	(A) + (B) 投下コスト				12,923	12,050	11,823	
	財源内訳	国 庫 支 出 金						
		県 支 出 金						
		地 方 債						
		そ の 他				4,985	4,503	3,803
		一 般 財 源				7,938	7,547	8,020
	単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—		2,922	2,721	2,666
市民1人当たりのコスト(円)		—		405	383	381		

【事務事業の今までの成果】

旧村営潟前山スキー場を、自然を活用した森林体験施設に改修してきた。昭和５５年度から管理棟とバンガロー、植栽・修景事業、実習用製炭窯設置、山の幸資料館建設、コテージ９棟建設、森林学習交流館改修の各事業を実施した。平成１６年度から指定管理者に管理を委託して経費の削減に努めてきたが、より節減するため平成２２年度より内容を一新して管理を委託する。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	同様の施設は、他自治体などでも沢山設置されており、特色ある運営が求められている。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	市民の利用が少数なので、ＰＲに努めたい。

【一次評価】

判 定	事 業 の 方 向 性	判 定 に 至 っ た 理 由
B 1	A 現状のまま継続（実施）	市民などの余暇の過ごし方に貢献していると判断できるものの少数であり、経費の削減や誘客について今後も努力していく必要がある。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がＢ～Ｄのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

これまで指定管理者に委託してきたが、市の関与が大きかった。今後は、指定管理者の努力を引き出すことに力を入れて行きたい。

【二次評価】

判 定	判 定 に 至 っ た 理 由
B 2	平成２２年度からは新しい指定管理者による管理が行われる予定となっており、指定管理者の創意工夫を活かした運営管理の確保が必要と考えます。

